

# 大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部国際交流委員会内規

## （設置）

第1条 大阪大学大学院人文学研究科外国学専攻及び外国語学部（以下「専攻等」という。）の下に国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （審議事項）

第2条 委員会は、専攻等に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育、研究及び学術の国際交流に関すること。
- (2) 外国人研究者の受入れ及び支援に関すること。
- (3) 留学生の受入・派遣等に関すること。
- (4) 研究者、学生の国際交流に関すること。
- (5) 短期留学推進制度に関すること。
- (6) その他国際交流に関すること。

## （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務担当の副学部長
- (2) 委員長が指名する教員若干名
- (3) 前号に掲げる者以外で委員会が特に必要と認めた者

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

## （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## （副委員長）

第6条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員会は、その審議の結果を専攻会議に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、人文学研究科算面事務部事業推進係で行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月29日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 大阪大学外国語学部国際交流委員会規程（平成19年10月1日施行）は廃止する。

3 なお、大阪大学大学院人文学研究科日本学専攻応用日本学講座の教員及び大阪大学大学院人文学研究科日本学専攻応用日本学コースの学生については、当分の間、本内規で取り扱うものとする。